

# 日本チェーンドラッグストア協会意見要旨

## 《濫用目的での対象医薬品の購入防止のためのJACDSとして実現可能な取り組み》

- ① 購入者が対象医薬品を手取る際と購入の際の両面において、薬剤師等の資格者が対象医薬品の販売コーナーやレジ等において、今迄以上に適切に販売に関与することで濫用目的での対象医薬品の購入を防止する

現行法のもとでは若年者への販売に際して氏名及び年齢を確認する義務が課されているのみ

制度改正の際は

- ② 20歳未満の者による購入の場合は、購入者の氏名等を写真付きの公的な身分証等で確認する
- ③ 購入希望者へ氏名等の確認を行うことは、カスタマーハラスメント被害を受ける懸念はあるが、20歳以上の者による複数個又は大容量製品購入の場合は、購入理由を確認する。  
濫用目的や頻回購入が疑われる場合は、購入者の氏名等を写真付きの公的な身分証等で確認する